

## 1 趣旨・背景

今日、国際社会が歴史的転換期にあり、地球規模課題の深刻化、国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、これらと連動した途上国の人道危機といった複合的危機に直面していること等を踏まえ、外交の最重要ツールの1つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用するため、「開発協力大綱」（平成27年2月閣議決定）を改定するもの。

## 2 新たな開発協力大綱の概要

### (1) 開発協力の目的

- ① 平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献。
- ② 我が国にとって望ましい国際環境の整備や対外関係の維持・強化を図りつつ、国益の実現に貢献。

### (2) 4つの基本方針

- ① 平和と繁栄への貢献
- ② 新しい時代の「人間の安全保障」
- ③ 途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創
- ④ 包摂性、透明性、公正性に基づく国際的ルール・指針の普及と実践の主導

### (3) 3つの重点政策

- ① 新しい時代の「質の高い成長」と貧困撲滅
- ② 平和・安全・安定した社会の実現、自由で開かれた国際秩序の維持・強化
- ③ 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

### (4) 実施

- 共創のための民間や国際機関、同志国等との連帯、我が国の強みを活かしたオファー型協力といったアプローチを明示。
- 非軍事原則を維持しつつ、債務の持続可能性やジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会等の観点から、協力の実施原則を追加。

## 3 改定の主なポイント

- 途上国と共に社会的価値を作り出す「共創」の考え方について記載。
- 重点政策に関し、食料・エネルギー安全保障など経済社会の自律性・強靱性の強化といった観点も記載。
- 実施に関し、オファー型協力の強化を打ち出したほか、開発協力の適正性確保のため、債務の持続可能性の原則等を新たに規定。

## 4 警察庁の今後の対応

新たな開発協力大綱においても、引き続き法執行機関の能力強化を含む社会の安全・安定の確保のための支援を行うこと等が重点政策として規定されており、今後も、我が国警察の知見を生かすことのできる国及び分野において国際協力を推進する。

## 5 今後の予定

令和5年6月9日 閣議決定（予定）